

平成26年第6回東大和市議会厚生文教委員会記録

平成26年7月24日（木曜日）

出席委員（7名）

委員長	中間	建二	君	副委員長	西川	洋一	君
委員	大后	治雄	君	委員	中村	庄一郎	君
委員	関田		貢君	委員	東口	正美	君
委員	床鍋	義博	君				

欠席委員（なし）

委員外議員（3名）

議長	尾崎	信夫	君	4番	実川	圭子	君
19番	御殿谷	一彦	君				

議会事務局職員（4名）

事務局長	関田	新一	君	事務局次長	長島	孝夫	君
議事係長	尾崎		潔君	主事	吉川	和宏	君

出席説明員（10名）

副市長	小島	昇公	君	子ども生活部長	榎本		豊君
福祉部長	吉沢	寿子	君	福祉部参事	広沢	光政	君
子育て支援課長	高橋	宏之	君	保育課長	宮鍋	和志	君
青少年課長	中村		修君	子ども生活部 副参事	井上	誠二	君
福祉推進課長	尾又	斉夫	君	障害福祉課長	小川	則之	君

会議に付した案件

- (1) 26第6号陳情 子ども・子育て支援新制度を全ての幼い子供の育ちを支える制度とするための陳情
- (2) 26第7号陳情 成年後見制度における成年後見人等に対する報酬助成に関する陳情
- (3) 26第8号陳情 成年後見制度における成年後見人等に対する報酬助成に関する陳情
- (4) 26第9号陳情 成年後見制度における成年後見人等に対する報酬助成に関する陳情

午前10時 開議

○委員長（中間建二君） ただいまから平成26年第6回東大和市議会厚生文教委員会を開会いたします。

○委員長（中間建二君） 26第6号陳情 子ども・子育て支援新制度を全ての幼い子供の育ちを支える制度とするための陳情、本件を議題に供します。

朗読いたさせます。

○議会事務局次長（長島孝夫君） 読み上げます。

26第6号陳情 子ども・子育て支援新制度を全ての幼い子供の育ちを支える制度とするための陳情

○委員長（中間建二君） 朗読が終わりました。

それでは質疑を行います。

○委員（東口正美君） 済みません、そしたら陳情趣旨に従いまして幾つか確認をさせていただきたいと思えます。

まず1番の児童福祉法第24条を掲げられている中で、「①待機児童を把握し、認可保育園の整備の計画を明記し」とありますが、東大和市の現在の待機児童の状況を教えてください。

○保育課長（宮鍋和志君） 今年度4月1日現在の状況でございますが、新定義で14人ということになっております。

以上でございます。

○委員（東口正美君） ②番について伺います。

「公立保育園の民営化をやめ」とありますが、これまで本市が認可保育園の整備をするに当たり、この点はどうな認識で進めてこられたかをお聞きしたいのが1点と、もう1点は、現在ある公立狭山保育園について、今後どのように考えているかをお聞かせください。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 今年度、平成26年4月から16園目の玉川上水保育園が開設したところでございます。認可保育園の整備に当たりましては、これ以上は本市には子供の数からいってですね、必要ないというふうな認識に立っているところでございます。

それから公立保育園の今後につきましては、庁内にございます公の施設のあり方検討会で、これから審議されていくということと認識しておるところでございます。

以上です。

○委員（東口正美君） 今の点なんですけれども、認可保育園を進めていくに当たり、公立保育園を民営化してきたという流れもあると思います。この点が、この東大和市の整備をしていく中で、どのような考え方のもとに、この整備が進んでいるという認識はあるんですけれども、その点をもう少しお聞かせいただければと思います。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 過去には公立保育園4園ありまして、それを民間に3園を公設民営、さらには民設民営、それから移譲ということで、現在は狭山保育園、公立保育園1園のみが残っているところでございますけれども、これにつきまして公立保育園をどうするのかというところでございますけれども、現在先ほど申し上げました公の施設のあり方検討委員会で、公立として残すのか、それからまた民間に移譲するのか、というところはこれから議論されるところでございまして、現状では公立保育園を引き続き継続していくというのが、担当としては認識しているところでございます。

以上です。

過去の民営化につきましては、当市の保育を含めまして公の施設で、民間に移譲していけるものは移譲していこうというところで、庁内で検討していたところございまして、それは計画年度で最初に高木保育園を民間に移譲したところでございますけれども、その中で最後の一つは残すというところまでは計画的に移譲していく。さらにそれは廃止ではなくて、保育需要がございますので、その中で民間の活力を活用した形でやっていくためにはどうしたらいいのだろうかというところに議論にたちまして、3園を民間にお願いしてきたというような経緯で、余りちょっとはっきりした答弁ではございませんがそんなふうに認識しているところでございます。

以上です。

○委員（東口正美君） 今のことは、整備に当たり種々検討してきた結果、一番いい形として民営化を選んできたというふうに理解するというところでいいのかということの一つ確認させていただければと思いますがいかがでしょうか。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 国の施設整備の補助等を見ますと、公立の場合には補助がほとんどないところですね、民営化をいたしますと国庫補助がかなりの金額でいただけるという、そういうメリットもございますので、保育を維持していくためにはその中で選択したというところの一つには、民営化のほうが当市の財政にとっても非常にメリットがあるというところでも、選択肢の一つであったというふうに考えているところでございます。

以上です。

○委員（東口正美君） 財政的なメリットなのか、それともやはり市民が待機児童を減らしていきたい、1人でも多く保育園に入りたいというところをかなえる上での選択であったというふうな認識も私の中にはありますが、ちょっとその点に触れていただきながら3番にいかせてもらいます。

③の幼保連携型認定こども園の運用について、当市の現状と今後の取り組みについてお聞かせください。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 幼稚園が3園ございますけれども、そのうち1園がおととしてしたか、認定こども園も併設ということになりまして、あとの残りの2つの幼稚園につきましては来年、平成27年の4月に移行するかということは現在検討いただいているところございまして、まだはっきりしたお答えはいただいていないというところでございます。

それから無認可の保育施設がございますけれども、そちらにつきましては個人立ということもございまして、新制度における認定こども園に移行できるチャンスが、現在の制度ですと来年27年4月の移行がラストチャンスというふうに聞いておりますので、それに向かって移行する今準備で進めているところでございます。そうしますと現状の認定こども園は、現在お話を聞いているところでは、先日あたり認定こども園返上なんていうような新聞報道もされていたところでございますけれども、現在やっている認定こども園につきましてはそのまま継続するというようにお聞きしておりますので、今整備を進めているところを含めると、現段階では来年度には認定こども園が2園になるのではないかなというふうに認識しているところでございます。

以上です。

○委員（東口正美君） 今のお話ですと、認定こども園に移行するという意思を決定しているのは市なのか、それとも園なのかというところをお教えてください。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 民間でやっておりますので、全て幼稚園のほうで決定をしているというところでございます。

以上です。

○委員（東口正美君） 次いきます。

陳情趣旨の5番目の障害児保育について伺います。現在の当市における障害児の保育については、現状どのような状況になっておりますでしょうか。

○保育課長（宮鍋和志君） 現在障害児の方ですが、確実な数字じゃないですけど50人ぐらい障害児の方がいらっしゃる。保育園に通われている方は、50人ぐらいいらっしゃるはずです。

それから市として、加配ということで努めております。東大和市民間保育園運営費等支弁要綱というのがございますが、そちらの中に障害児の保育内容を充実するためということで、保育士1人を障害児の方がいらっしゃるクラスに加配するとか、そういうような事業をしております。

以上です。

○委員（東口正美君） この障害児保育の受け入れは、園によって——どう言ったらいいんですかね。保育園で、お母さんたちがこの園に入りたいという希望を出して園を決めるとするんですけども、そういう意味では、障害のない子供たちと同じように園を選ぶことができていますでしょうか。

○保育課長（宮鍋和志君） 障害児の方なんですけど、基本的には集団保育が可能であれば保育園に入っているということでございます。基本的には、障害があろうとなかろうと、集団保育が可能であれば保育園にお願いしていると。ただその保育園の現在の保育士の確保できている状況、その辺がございますので、保育士が全然確保できない、加配できないなんていう保育園についてはちょっと御相談さしあげて、なるべく障害児の方が通常の保育をきちんと受けられるようなことで、事前調査で配慮をいたしております。

以上でございます。

○委員（東口正美君） 5番については以上です。

もう1つ、9番につきまして「子ども・子育て支援新制度（新制度）」については、全ての子供の権利を保障する制度となるよう十分な論議と準備を行い、というふうにございますが、この点に関します当市の取り組みについて教えてください。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 新制度に向かいますのは、昨年8月に当市に子ども・子育て支援会議を設置いたしまして、昨年は5回の議論をさせていただいたところでございます。本年も国がいろいろ制度を、非常に小刻みに決定事項をおろされる。これから現状ではというところで、決定事項を審議していただくということで、ことしは来週もあるんですけども3回目ということで、今年度は12回ぐらいの会議を予定しております。全て新たに決めることにつきまして、また改正することにつきましては、会議のほうに諮りましてご意見いただきまして決定をしていくというようなスタンスでおります。

以上です。

○委員（東口正美君） もう1点だけ確認させてください。

子ども・子育て会議は、昨年8月制定でこれだけの回数を重ねているということは、他市に比べるとこの取り組みというのはどのような評価ができるのでしょうか。

○子ども生活部長（榎本 豊君） はっきりした数字はございませんけれども、やはりそれぐらい皆様は、他市もですね、頻繁に行いまして御意見等いただきまして審議していただいていると思っております。

以上です。

○委員（中村庄一郎君） 今の東口委員に関連しての話なんですけど、まず陳情趣旨1の②番ですね、「公立保育所の民営化はやめ、維持・拡充を図ってください。」ということですね。それに関連して、現在公立は1園しかないということなんですけども、これについての1園を今後どういうふうに考えていくのがまず1点であります。

1つつ聞きます。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 市の中に公の施設、保育園も含めましていっぱいございますけど、そのあり方を今後どうしていくのかというような検討委員会がございますけれども、そちらのほうで今後審議されていくんだと思うんですけれども、担当部といたしましては現在の公立保育園の持っているスキルとかキャリア、それから地域等での役割等を訴えて、公立保育園は今後とも存続していくのがいいだろうというのが担当課では考えているところでございます。

以上です。

○委員（中村庄一郎君） それでは③番の「幼保連携型認定こども園の意図的な移行促進はやめてください。」と書いてありますけど、この認定こども園も来年になると2園ぐらいふえるということでしたかねし、先ほど。（東口正美議員「1+1で2園です」と呼ぶ）1+1で2園、はいそうですね。ということなんですけれども、ここには意図的な移行促進はやめてくださいと書いてありますね。こちらについては、どういう形で認定こども園というのがこれからふえる可能性があるのかどうなのか、今の現状も含めて教えていただきたいと思うんですけど。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 6月にある施設で、施設を運営していく場合にどれぐらい費用がかかるかということで、仮の公定単価というのが国から示されました。それに基づきまして各幼稚園、また保育園等は、現在いるお子さんを受け入れた場合にどれぐらいの収入があって、どれぐらいの支出、その辺の計算をされているんだと思うんですけれども、そういう中で昨日、読売新聞には認定こども園返上の動きがあるというような報道がされていましたが、そういうところは現在認定こども園をやっているところでも、この単価では折が合わないというところで、来年に向かって返上するというのが報道されていたと思うんですけれども、現在その市のほうでは来年度に向かってどうですか、というところをお聞きしている程度でございまして、当市は現在ある1園はそのまま残っていただけるという意向を聞いておりますので、その場合にどれぐらいの認定こども園のキャパがあるのか、それから移行しない保育園につきましては従来型の幼稚園でございまして、幼稚園としてはどれぐらいのキャパがあるのかというところを、来年度に向かって市としましては、それだけの資源があるよというところをこれから算定していく段階でございまして、それから恣意的な移行を促進するようなお話は一切させていただいていないところでございます。

以上です。

○委員（中村庄一郎君） それでは今の2つの意見を踏まえまして、6番と7番についてお伺いしたいと思います。

6番は、「現行保育施策における地方単独補助、保育料軽減策などは維持・継続し、現行水準を後退させず、改善を図ってください。」と書いてありますね。このことについては、要するに市で公立保育所の民営化をやめるということと、それから認定こども園への移行ですね、こちらもやめてくださいということとですね、かわり合いが出てくると思うんですね。例えば経営面とか、いろんな面について。この件についてはどうい

うふうに思われますか。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 保育園のお話では、市のほうでも単独補助等はやっておるところでございます。例えばお子さん一人に対して何千円というような補助は単独でやっておりますけれども、来年度以降に向かいましても、現行水準をベースに検討していきたいというふうに考えているところでございます。

それから保護者の負担、保育料とか幼稚園の月謝ですけれども、それにつきましては保育料につきましても、これから国の限度額が示されたところでございますけれども、現在も国が示している保育単価がございます。当市ではその2分の1、50%程度を保育料ということで従来設定をさせていただいているところでございます。その考え方は、踏襲していきたいというふうに考えているところでございます。

それから幼稚園につきましては、幼稚園に対する東京都の補助金、それから保護者に対する補助金等がまだ決められていないところでございますので、市における補助というのはどれぐらいにしていいいのかというのはまだ決められる段階ではないというふうに考えているところでございます。

それから先ほどご質疑ございました移行を促進するのと公立保育園をやめるというのは、我々ではリンクしているとは思っておりません。

以上でございます。

○委員（中村庄一郎君） それでは7番の「保育士の人材確保と保育の質の向上を図るために財源を確保し、必要な予算措置をしてください。」ということ。これも先ほどの2番、3番に絡めてちょっとお話を聞きたいと思います。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 今非常に保育士の確保というのは、現在資格は持っているんだけどなかなか手を挙げていただけないというのが実情でございまして。例えば民間の私立の保育園で集めても全然集まらないというのが現状でございまして、現状ではやはりどうしてるかといいますと、派遣会社から通常で、直接雇用より民間の法人としましては高い費用で、派遣会社からの保育士を採用しているというようなところが現状のようでございます。

ただ今後につきましては、国や都の補助金等も活用しながら、最低限資格を持っている方ではないと張りつけることができませんので、その辺はお子さんのためにも財源の確保というのがやはり必要になってくるのではないかなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○委員（床鍋義博君） この陳情の要点として、2つ大きく分けられるのかなって考えています。

家庭の財政負担がこの新制度によって大きくなるんじゃないかなって懸念と、もう一つはこの制度によって新しい新システムによって、品質基準が下がるんじゃないかって懸念があると思うんですね。それで市が現状で把握しているところで、この新システムになった段階で家庭の負担増がどれだけあるのか、ないのか。もう一つは市が考える品質基準というものが、これによって新しいシステムによって変わるのかどうかということをお聞かせください。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 保護者の負担ですけれども、先ほど中村委員の件もお話しましたけれども、保育園の保育料につきましては現状の水準で設定をしたいと考えているところでございます。

幼稚園につきましては、先ほども申し上げましたけれども、東京都からの幼稚園に対する補助金等がまだ確定されていないところでございますので、幼稚園自身も月謝をいくらにするのかっていうのはまだ決めかねているところだと思います。その中で、現状保護者に対する幼稚園の補助金につきましては、26市で下位だとい

うことは以前から認識しているところでございますので、その辺の改善は担当としては図っていきたいというふうに考えているところでございます。

それからシステムで、よく言われる質の問題が取り出されておりますけれども、国の基準というのは保育園につきましては変わらない。それから小規模保育、今で言う認証保育所というのは20人ぐらいで、今後は19人ぐらいの小規模保育所なんていうところも、国の基準では現状で決められている基準同等以上の基準が設定されておりますので、そこで後退よりは現状維持、また以上が図られるというふうに思っているところでございます。

以上です。

○委員（床鍋義博君） 先ほどのところで、中村委員の質問だったと思うんですけども、その時に公立の保育所の維持している意味っていうか、その中で公立のスキルと地域の役割っていう話をされたと思いますけれども、お話をいくとそのまま受け取ると公立のほうがスキルが高くて、民間のほうがそうではないというふうにも聞こえるんですが、今まで民間に移行してきた中で実際にそういった苦情というか、意見というかを父母のほうから聞いておりますでしょうか。要は民間に移行したところで、質が低下しているのかどうかというところですよ。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 公立と民間の保育士従事者のスキルの差っていうのはないと思います。私が申し上げたのは、公立の保育園にいる保育士のキャリア、年齢が非常に高いと。民間の保育園は、よく言われているのが5年ぐらいでやめる方が多いというところを比べると、やはりその年数によるスキルというのは、他の民間保育園よりは公立保育園は優っているものがあるというふうには認識しているというところでございます。

それから苦情につきましても、それぞれの園でそれぞれの保護者の方の捉え方、考え方というのはあるかと思っておりますけれども、公立と民間で、向こうがこうだから、こっちがこうだからっていうような苦情はお聞きしたことはないというふうに認識しているところでございます。

以上です。

○委員（床鍋義博君） もう一つ今のだけ、地域の役割っていうところに関してはどうか。

○子ども生活部長（榎本 豊君） こんな当たり前なのかもしれませんが、出前をしていって、公立の狭山保育園で今出前の保育というものを、例えば児童館に行くと、今までは園庭開放というのが結構、どうぞ皆さんウェルカムですよ、この日は月に1回やりますというのは当たり前だったんですが、私が目にするところでは自分のところでも、担当部でもございますけれども、他に出ていって保育をするよと。児童館に行くとやるよというところは、地域との連携というところでそんなところでお話させていただいたところがございますけれども、民間のほうでもそういうこともやっているかもしれませんが、やはり公立もそういうところに出ていってですね、やるのが役割だというふうに思っているところでございます。

以上です。

○委員（大后治雄君） 確認をさせてください。

陳情趣旨の1の②で、「民営化はやめ」ということなんですが、先ほど中村委員、そして床鍋委員も当たっていたところですけども、ここのところつまり民営化をしたことによる苦情というようなものがあるのかどうかというところを確認させてください。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 今まで公立だった保育園が3つございますけれども、そちらを受けていただい

た法人というのは、キャリアもそれから他の保育園でもやっているというような実績も非常にあるところが選考されたというところでございまして、そこにおいて民間になったからというような苦情は受けていないというふうには従来から認識しているところでございます。

以上です。

○委員（西川洋一君） この陳情については表題にあるように、これは先ほど聞き取りの中でも確認したことですけれども、今度の新制度が全ての幼い子供の育ちを支える制度となつてほしいと願つて出している陳情という立場で10項目出されてきているわけですが、そのうちの9番目からまずお聞きしますけれど、「十分な論議と準備」、これは市の内部の論議と準備、これは十分やつてゐるって先ほど何回やりましたっていう言い方で十分やつてゐるという意味合いで言ったと思うんですけれど、やはり保育の問題は市民との関係でその保護者との論議、それから諸準備、こういうものが要だというふうに思うんですが、ここは私の目からほとんどやられてないんじゃないかなって見えるんですけど、現状はどうなっているんでしょうか。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 報道等で来年の平成27年4月から新たな制度が始まるよというところは、報道等では皆様にはお耳に入っていたかと思うんですけれども、正式に国のほうが来年度やるよと言ったのが5月26日の国の子ども・子育て支援会議で——今年のです。それではっきり、今まで御案内の資料とかでも予定ではというふうなのが出ていたんですが、それがやつと取れたということでございますので、国は絶対に来年の4月に間に合ふすというところがここで、2カ月前ですか、5月26日ですね。それで議員の皆様にも、その決定後に国が今新制度の説明書でしょうかね。なるほどブックというのをお配りさせていただいたところでございますけれども、これにつきまして窓口に置いたり、ホームページにやつとアップが出来たというところでございます、西川委員がおっしゃるように今までPRというのは本当にやるのかどうかっていうところが予定でありましたけれども、決定されたということでありますので、どんどんPRするのは必要だと思つてゐるところでございます。

今後、市で考えておりますのは、9月ぐらいには新たな新制度に向かつて計画の中間的な取りまとめを秋の始めには行わないと間に合いませんので、その準備をしているところでございます。そちらの中間まとめが終わりましたら市民説明会、さらには皆さんの御意見等をお受けするパブリックコメントを10月ぐらいからは開始したいというふうに考えているところでございます。

それで子ども・子育て支援会議のほうから、年明け早々には答申いただきまして、来年の3月には計画を確定し、4月からスタートしたいというふうに考えているところでございますので、決まつたことにつきましては市民の皆様には、特に保護者の皆様には、お知らせしていく必要性は非常に感じているところでございますので、その辺は利用者につきましては、そこを通じてっていうのが一番早いのかなと思つては、まだ利用されてない方につきましても、ほかの施設、さらには市のPR媒体を活用いたしましてPRをしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○委員（西川洋一君） 支援会議のほうで、今の話だと年明け答申です。その前に中間まとめがあつて、その段階から市民の皆さんに説明するってこういうふうにおっしゃったんですが。

9月議会では条例が出されるというふうに伺っているんですけれど、その条例をつくる上でも保護者の声、希望、こういうものをしっかりとつかむ必要がある。つまり今の段階から、新制度について保護者の皆さんにきちんと説明かなんかする必要があるんじゃないかというふうに思うんですけれど。そのあたりはどのように

考えておられるのでしょうか。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 条例は保育園関係で2件、それから学童関係、学童は非常に変わりますので1件ということで、現在考えているのは3件を制定ですが考えているところでございますけれども、9月議会に上程いたしまして、制定でございますので、こちらの委員会のほうで審査を受けるというような手続を踏みたいと考えているところでございます。

以上です。

○委員（西川洋一君） 保護者との関係のほうは、どのように進めているのでしょうか。

○子ども生活部長（榎本 豊君） こちらを上程するということにつきましては、前回6月に開催されました子ども・子育て会議で、了承いただいております。こちらの委員の構成の中には、子供の保護者ということでそれぞれの分野から3名選出されておまして、そちらの方も毎回出席していただきまして、ご意見も各委員から、その時の出席委員から皆さんからいただくというようなことを座長さんが運営の中でやっていただいております。その中で市民の皆様からの意見というのがいただいているというふうに認識しておるところでございます。

以上です。

○委員（西川洋一君） 私は実際利用している方に広く知らせて、そうした方の声も直接聞いてったほうがいいんじゃないかと。一応、市民意識調査ですか、それはやってはいますけどね。直接そういう説明の場も設けたほうがいいんじゃないかというふうに思います。

それから水準、現行の水準を後退させることなくというのは当然の思いですけど、保育園については全員、保育士の要件で言えば保育士割合は全員保育士という水準になっている。できれば全ての認証保育所とか、家庭福祉委員とか、認定こども園とか、などなども、そうした保育士割合に、全員が保育士というふうにしていったほうが子供を育てていく上で大変重要なことかというふうに思うわけですが、現状はそうっていないわけですね。子ども・子育て新制度の中では、ほぼ現状を追認するような参酌基準というのが、このなるほどブックの中にも、それから国が出した子ども・子育て支援制度の概要の中にも出ているわけですけど、いわゆる参酌基準ですので、市がその水準を上回って条例で決めていくということは、お金のことを考えずに制度上これは可能なかどうか、この辺はいかがですか。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 現状で考えておるのは、国が示している水準というのは現状以上でございますので、そちらのほうは検証していきたいなというふうに考えておるところでございます。

それからもちろん今西川委員がおっしゃったように、例えば認証保育所では、2分の1以上が保育士プラス1名とかありますので、その残りの部分がどうかということでございますけども、そちらのほうを全員保育士でということであれば、それは一般財源で賄えば可能だと思いますけれども、そこまでの財源負担は難しいかなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○委員（西川洋一君） 今のは制度上は可能であるということで、あとは市財政というふうに答えられたというふうに受けとめていいですか。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 従事する保育士等の基準、保育園につきましては国の基準どおりにやっている。それから認証保育所、保育ママにつきましても国の基準どおりにやっているというところでございますので、国の基準以下でやるということはありませんので、その辺は国の基準同等以上でやりたいというふうに

考えておりますので、国が決めているものをそのままやるというところでは問題ないのかなというふうには思っているところでございます。

以上です。

○委員（西川洋一君） 私が今言っているのは問題があるかとかないかとかじゃくて、制度上そういうことは可能であるということですよ。

それから国の基準の中では、保育する子供の数に対して保育士は何人でなければならないという基準がある中、東京都及びその基準に基づいて東大和市もそれ以上の保育士割合をとっているというふうに聞いているんですけども、これはやはりよりよい保育を目指す上で市独自の、言うなら上乘せでやっているという、よい例だというふうに思うんで、今度の新制度の中でもそうしたいい方向へ進むことは、制度上は可能であると。ただ市の財源をどうするか、そのことはついて回りますよというふうに今答弁されたと受けとめたんですが、それでいいですよ。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 従事する職員の資格要件、それから保育士の数、施設の設備、施設面積等ですね、それにつきましては、現状維持、現状は保持していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○委員長（中間建二君） 質疑を終了して、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

これより自由討議を行います。

○委員（東口正美君） 皆様御存じのとおり、この子ども・子育て新制度につきましては、税と社会保障の一体改革の中で、今まで社会保障は医療・介護・年金とされておりましたが、そこに子育てが入るという形で消費税増税分の中からきちんと財政を確保してでの、それをどうしていくのかということで決まった制度の運用になっているというふうに思っております。

国の子育て会議と並行しながら、本市としても子育て会議をもたなければいけないということで、さまざま御苦労もあったと思いますが、ニーズ調査の回収率を見ましても、またニーズ調査にいたしましても、確か50人ほど出前で、直接フェーストフフェースで調査も行っていたかと、きめ細かく行っていたというふうには認識をしております。この増税された分を子育てに反映していくということを考えますと、今回陳情書は保育についてのことが主でしたが、この制度におきましては保育をされていない、御自宅で子育てをしている人たちにもきちんと財政を使って子育てサービスをしていくということが求められている中、そのようなこともしっかりと取り組んでいただき、ともかくこの少子化に対して早急な手を打たなきゃいけないという中で、いやここは迅速に行っていく必要を考えますと、もちろん課題はたくさんありますし、さらにきめ細かく目配せをしていく役割を私たち議員も担っていると思いますが、国の制度にのっとって速やかにこの新制度がスタートすることを考えますとこの度の陳情に関しましては、採択すべきではないかなというふうに考えております。

○委員（西川洋一君） 今質疑の中でも、それぞれ熱心な1の①、②、③を初めとして、現状どうか、市の考え方をただしたところ、ほぼ陳情の内容に沿っては実行している、あるいはその方向であるということが明らかになったんじゃないかと。

特に民営化の問題で質疑がいくつかありましたけれど、これまで民営化は進めてきたけれど残っている1園

については、引き続き市としてのいろいろな、先ほどはスキルだとか、キャリアだとか、いろいろ言葉を使いましたが、そういう観点から継続していくということもまた明示されております。

それから十分な論議と準備については、私のほうからは保護者全般については不十分じゃないかという指摘はありましたけれど、市としては条例を決めたから説明をするようなことでしたが、その点の改善は求めたいと思います。全体とすれば、市の回答はこの陳情に沿う回答であるというふうに私は思います。ぜひ採択していく必要があるんじゃないかというふうに思います。

○委員長（中間建二君） ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） それでは自由討議を終了して、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 討論を終了して、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は、起立により行います。

26第6号陳情 子ども・子育て支援新制度を全ての幼い子供の育ちを支える制度とするための陳情、本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（中間建二君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決します。

ここで、10分間休憩いたします。

午前10時48分 休憩

午前10時59分 開議

○委員長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、26第7号陳情 成年後見制度における成年後見人等に対する報酬助成に関する陳情、26第8号陳情 成年後見制度における成年後見人等に対する報酬助成に関する陳情、26第9号陳情 成年後見制度における成年後見人等に対する報酬助成に関する陳情、以上3件を一括議題に供します。

朗読いたさせます。

○議会事務局次長（長島孝夫君） それでは、読み上げます。

26第7号陳情 成年後見制度における成年後見人等に対する報酬助成に関する陳情

26第8号陳情 成年後見制度における成年後見人等に対する報酬助成に関する陳情

26第9号陳情 成年後見制度における成年後見人等に対する報酬助成に関する陳情

○委員長（中間建二君） 朗読が終わりました。

この際、陳情審査に際しての資料要求についてお諮りをいたします。

要求いたします資料は、1点目、東大和市における市長申し立ての成年後見制度の市長申し立ての実績がわかるもの。2点目として、東大和市の平成26年度予算における成年後見人等の報酬に関する費用の助成等の実態がわかるもの。

以上、2点であります。

お諮りいたします。

ただいま申し上げました資料を、本委員会として要求することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

直ちに配付いたさせます。

〔資料配付〕

○委員長（中間建二君） それでは、ただいま配付いたしました資料についての説明を求めます。

○福祉部参事（広沢光政君） それでは、ただいま配付いたしました資料の説明をさせていただきます。

大変恐縮でございますが、実質的な事務を担当しておりますのが高齢介護課——私どもの課とですね、あと3枚目になりますが、障害福祉課ということで、2課にわたっておりますことから、まずそれぞれの課から説明をさせていただきたいと思います。

それではまず、高齢介護課分でございます。

1番の実績でございます。

こちらは、表題に書いてありますとおり、延べ件数ということで表示してございます。成年後見の市長申し立て、件数が17件。そのうち後見開始の決定が出たものにつきまして15件。そのうちで、備考のほうに書いてございますが、後見開始が15件のうち、12件が報酬付与の審判がおりております。このうちの3件につきまして、報酬助成を行ってきたということでございます。

続きまして、2番でございます。

平成26年度の報酬助成の予算額ということでございます。こちらにつきましては、扶助費——あくまでも報酬助成の予算額ということでございますが、歳入は112万8,000円でございます。こちらにつきましては、この次のページでちょっと軽く説明をさせていただきますが、それぞれ国等の補助があります。その内訳に基づいた形で歳入がはかられているという形でございます。

歳出のほうにつきましては、同じく112万8,000円でございます。積算の根拠はそちらに記入しているところでございます。この金額につきましては、実績等に基づいて積算しているところでございます。

恐縮でございます。2ページ目でございます。

予算の絡みで、私どものほうの介護保険特別会計の関係で、こちらの成年後見人の関係につきましては、介護保険特別会計の中の地域支援事業費ということで財源更正が賄われております。こちらについての、ちょっと一定のルールがございます。簡単に言ってしまうと、地域支援事業費につきましては保険給付費の3%以内じゃないといけませんよ、というルールがございまして、その決められた枠の中でそれぞれ予防事業ですとか、任意事業、介護予防事業等がございしますが、事業を執行していると、予算組みをしているということでございます。

ただいまお話ししております成年後見人の報酬につきましても、地域支援事業費の中の任意事業に含まれて

いるということを説明している資料でございます。

非常に雑駁ではございますが、高齢介護課分についての御説明をさせていただきました。

以上でございます。

○障害福祉課長（小川則之君） 3枚目、障害福祉課分について御説明申し上げます。

まず1番目、実績ですけれども、これは高齢介護課と同様に平成25年度までの延べ件数ということでございます。申し立てについては、知的障害者が1件、精神障害者が1件ということで、合計2件。それに対して後見開始がそれぞれ認められて2件ということです。

報酬助成につきましては、現在のところゼロ件ということで、知的障害者につきましては備考のところにありますが、生活保護世帯ではございますが、平成25年度に後見が開始されたということで、まだ報酬付与の審判まで至っていないという状況でございます。

2番目に、平成26年度報酬助成の予算額についてでございます。

まず歳入につきましては、24万円。これにつきましては、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業費の補助ということで、国が2分の1以内、東京都が4分の1以内、残りが市の負担ということでございます。

歳出については、お一人分の報酬助成分として24万円を計上しております。この地域生活支援事業費補助金につきましては、下のところに補足で書いてございますが、国の統合補助金という性質のもので当該年度の予算の範囲内で、人口規模、あるいは事業実績等を勘案して配分するというようになっておりますので、上記の補助率が必ずしも確保されることではないと。実質、平成25年度決算においては、地域生活支援事業費に基づくそれぞれの事業について、おおむね市の負担というのは3分の1強くらいになっているというような状況でございます。

以上です。

○委員長（中間建二君） それでは、質疑を行います。

○委員（関田 貢君） 今提案されました7号陳情の中の、陳情趣旨の1の中で、今まで市長さんがやって処理してきたことの要件を廃止して、親族や本人の申し立てにより成年後見人が選任される方についても助成をということについてですね、私も成年後見人については認知症や知的障害者などの判断力が不十分な人にかわり、家庭裁判所に選任された後見人が財産管理や施設の入所手続などの契約行為を行う、本人の判断能力に応じて後見補佐、補助がある。最高裁判所によると2013年度末現在では約17万6,500人が利用していると。こういう制度を当市もぜひ促進をしていただきたいと私は思いますが、行政のほうではこのような制度についてはどのように理解をされているんですか。お伺いします。

○福祉部長（吉沢寿子君） 市のほうでは、やはりこの制度につきまして市長申し立てによります報酬助成等を現在行っているところでございます。

ことしの6月に、新聞報道等がございましたけれども、成年後見制度につきましては、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯、御夫婦の世帯とかですね、それから頼れる御親族も年配になってきた。そういったことで、市長による申し立てが非常に急増しているということでございますので、裁判所のほうの調査等の資料によりますと、お子様について2番目に市長申し立てが多くなっているというような現状があるというようなことでございますので、今後さらに高齢化が進む――現在当市では24%ですが、今後30%以上の高齢化を予測したときにですね、そういった認知症の高齢者の方々が増加するということなので認識をしておりますことから、それらの市長申し立てによる申請がさらに急増していくだろうということで考えているところでござい

す。

また広報等につきましては、引き続き成年後見制度が広く市民の皆様に周知されるよう、市報等、社協などより含めてですね、毎回のように広報をさせていただいているというところでございます。

以上です。

○委員（関田 貢君） わかりました。

次にですね、報酬のことについて当市は2万円、あるいは1万8,000円と、これは算出根拠の2万円については、当市はどのような基準で2万円になっているのか。その算出根拠について、説明をしていただきたいと思います。

○福祉部長（吉沢寿子君） この2万円の金額につきましては、平成25年1月に東京家庭裁判所と東京家庭裁判所の立川支部のほうから、基本報酬として成年後見人が通常の後見事務を行った場合の基本報酬額の目安となる額は、月額2万円というようなことで設定をしているものでございます。

1万8,000円につきましては、実績の額で、施設に関しては在宅の方よりいろいろな事務をする上では、少しそういったところでの事務の煩雑さ等が軽減されているというようなところでの1万8,000円というような設定となっているというところでございます。

以上でございます。

○委員（東口正美君） 当市での過去の市長申し立ての件数を資料としていただきましたけれども、もう少し具体的にこの17件の中で話せるようなことがあればということと、この17件のうち、報酬助成をしている件数が3件だということ、この辺の分析を市としてはどうしているのかということをお聞かせください。

○委員長（中間建二君） 今の御質疑は、17件の市長申し立てになっている事例——どういう方がそうなっているのかということですね。（東口正美委員「はい」と呼ぶ）

○福祉部長（吉沢寿子君） あまり細かい事例につきましては、個人情報の関係がございますので詳細はちょっと述べることは難しいんですけども、これらの方々はほとんどがひとり暮らしの方でございます。あとは御夫婦でお暮らしになっているというところでございますけれども、例えば親族が遠方にいたり、親族自身ももう御兄弟しかいなくて、その方たちももう70代、80代、90代で御高齢になっているとか、疎遠であるとか、そういったところで最終的には、皆さん認知症というようなことで市長のほうで申し立てをさせていただいているというところでございます。

報酬の付与がされた案件につきましては、当然その御本人の資産によって、家庭裁判所が大体約1年後ぐらいに決定するわけでございますけれども、御本人に財産等がないというようなことで報酬付与の審判がおりたというところでございます。

それ以外の方々につきましては、申し立てをする御親族等がいなかったり、いても御高齢のため、その方たちにとってもそういった能力がないとか、そういったような方たちで御本人に財産があるというようなところで、御本人の財産の中から家庭裁判所のほうがこの金額をということで、報酬付与の審判がなされて、現在後見人の方が事務を取り扱っていただいている中で、御本人の財産の中から報酬等もその方たちに支払われてるというものでございます。

以上です。

○委員（東口正美君） 今の御答弁ですと、申し立てをできる——要するに親族がいてもできる能力がない場合の市長申し立てになるというふうに承ったんですけれども、確認なんですけど、例えば申し立てはできるけれ

ども、その後後見人になる能力がない場合、今ですと市長申し立ての部類に入っていないと思うんですが、この線引きをどのように市ではしているのでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） 現在、成年後見制度等に関する利用の相談につきましては、私ども市役所、それから高齢者のほっと支援センター、地域包括支援センター、それから社会福祉協議会のほうで相談を受けているところでございますが、現在ですね、現状でさまざま私どもも行っている中では、申し立て可能な親族が存在しているけれども、それでその後の報酬等について困窮しており支払えないといった御相談、そういったものはないということでございます。

今東口委員からお話がありました、申し立てはできるんだけれども、その後の後見人の報酬等についてまではできない。第三者の後見人をつけたいといったようなお話のあるケースというものは、今のところ申し立てはしておりますけれども、報酬付与の決定まで至っていないというケースはあるということでは聞いております。

以上でございます。

○委員（東口正美君） もう一つ予算額なんですけれども、現在報酬助成を受けている人の実績に合わせてというか、予算しかとられておりませんが、今後の――要するにないというふうな判断ではあるのかなというふうに思うのがちょっとよくわからないところと。この件に関しましては、申し立てに関しても助成金がついたり、費用がかかったりすると思うんですけれども、この辺の予算はどうなっていますでしょうか。

○福祉部参事（広沢光政君） そうしましたら、高齢介護課のほうも参考にちょっと御説明させていただきます。

歳出予算の関係でございますが、実質的に高齢介護課のほうで成年後見人の方、報酬助成を行っておりますのが2名でございます。そのうちの1名の方が1万8,000円。それからもう1名が2万円ということで、予算上はトータルで5名分みておりますので、それ以外の分、3名分が今後の発生に備えた形の予算計上ということになってございます。

それと、今こちらに表示しておりますのは、先ほど御説明しました扶助費としての助成の金額だけを入れてございまして、任意事業という中には、今お話がありました申し立てにかかります例えば手続の費用ですとか、鑑定が必要な場合の鑑定費用ですとか、そういったものも予算には計上してございます。

以上でございます。

○委員（東口正美君） 続きまして、この陳情に添付されてきました資料についてお伺いしたいんですけれども、平成20年3月28日に厚生労働省のほうから、この成年後見制度の利用がなかなか進まないの、対象者の拡大についてということで通達がなされておりますけれども、この通達を受けて当市がとられた取り組みについて何かございましたらお教えてください。

○福祉部長（吉沢寿子君） 対象者の拡大についての厚生労働省の通知というのはいただいておりますけれども、これにつきましては、当市におきましてはその当時ではやはり市長申し立てのほうの件数が今後伸びていくだろうというようなことを考慮いたしまして、その市長申し立て以外の本人申し立てや親族申し立てについての拡大についてまでは、制度のほうを拡大はしていないということでございます。なかなか、やはり将来的に必要となるそういった経費につきましては、推計しにくいというのもございますし、なおかつ先ほど御説明させていただきましたとおり、今後さらに認知症高齢者がふえたり、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯がふえたりする中で、本人や御親族が申し立てをするより、親族自身が申し立てもできないといった市長申し立ての対象ケースがふえるのではないかなというようなことですね、その時点ではそのような判断に至ったものでござ

ざいます。

以上でございます。

○委員（東口正美君） この通達では、4親等ではなく2親等以内の親族がなければということで、多分この辺の拡大も当市としてとられたというふうに理解をしておりますが、その後さらに平成20年10月の厚生労働省の老健局から成年後見制度利用支援事業に関する照会についてという資料も提示していただきましたが、このことが3月の拡大というところの市長申し立ての要件が緩和されたというようなふうにも読み取れる通達を受けてなのでしょうか。10月には、その補助対象者となるのは市長申し立てに限るのかという問いに対して、市長申し立てに限らず、本人申し立て、親族申し立て等についても対象になり得るというような資料も出されておりますが、このとき当市ではどのような取り組みをなされておりますでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） まず最初に市長申し立ての拡大というのは、平成17年に高齢のほうの制度で成年後見制度の利用の拡大のため、それまで四親等の親族まで確認をするようにということでございましたが、それらが二親等まででよいというふうにされました。その後、平成20年の通知につきましては、障害制度のほうにさらにそれを拡大するということでの通知でございます。

当市におきましては、これらの通知を受けたところでございますけれども、実際の運用におきましてはその親族の市長申し立てをするに当たっての、親族等の確認をする際には四親等であったものを二親等にして、そこまでできないということであれば市長申し立てをするといった事務を行ってきたり、あとはそれ以外、直接的にはそれに関係しているということではございませんけれども、社会福祉協議会で行う成年後見等を含めた、そういったさまざまな推進機関として、あんしん東大和というものを社会福祉協議会に設置いたしまして、その後成年後見のさまざまな連絡会や講演会、勉強会、そういったもので成年後見を広めるというような周知をするというようなことでの事業を実施しておりますので、直接的には関係がないということではございませんけれども、成年後見制度自体でいえばそういったところで市としては広めているというところでございます。

以上でございます。

○委員（中村庄一郎君） 一つお聞きします。

ここにある助成対象を市長申し立てにより成年後見人等が選任された方に限定する要件を廃止し、親族や本人の申し立てにより成年後見人等が選任された方についても助成を可能とする制度に拡充していただきたいということなんですけれども、こういうふうに制度の改正をした場合に、影響するいろいろな市としての、いろいろ福祉の関係の問題ですとか出てくると思うんですね。それに対する事業とか影響額がわかれば教えていただきたいと思います。

○福祉部参事（広沢光政君） そうしましたら、高齢介護課の関係でちょっと御説明をさしあげたいと思います。

今お話がありました関係でございますが、その推計値をどのように出していくのかなっていうのが非常に難しいところがございます。1つの試算の方法といたしましてですが、最高裁判所のほうで平成25年1月から12月中に成年後見の審判がおりた方の人数というのが発表されております。それがございまして、その数から――これが3万2,278件という数字でございますが、これが非常に細かくなってくるんですが、男性がそのうち1万2,879人ですよ、女性が1万9,399人ですよ。男性がそのうち65歳以上が8,642人ですよ、女性は65歳以上がそのうち1万6,121人ですよというような数字が出ております。

これをですね、東大和市の人口を全国の人口で割り返した数値、その数値をそれぞれの男性の数値に掛けまして、いわゆる当市において仮に平成25年度中に何人の方が成年後見の審判が新たにおりたんだろうかという

ような数値を出しますと、東大和の場合、16人というような——これは今お話ししましたとおり、その年中に新規で発生する人数ということでございます。この16人でございますが、なおかつこれはあくまで、成年後見の申し立てが認められて、成年後見オーケーになった、開始になったという人数でございまして、この中で、例えば先ほどから申し上げております、報酬助成の対象になるような、例えば所得がどうなのかとか、そういったことまではふりいにかけることが難しいということがございます。一応、そのマックスの数字といたしまして16人という形で計算させていただきますと、一人2万円の1年間分24万円でございますが、この方々16人全てが仮に報酬助成が受けられる形になったということになりますと、年間で384万円ほど。この数字につきましては、当然1回報酬助成がなれば、毎年これは固定の経費として発生してくるという数字でございます。もちろんそれ以外にも、新規の発生が年を追うごとに出てくるということも考えられるということで、私どものほうでは推計をしているところでございます。

以上でございます。

○障害福祉課長（小川則之君） 障害福祉課での分について、御説明いたします。

今高齢介護課のほうから御説明いたしましたと同様の方法で、65歳未満の方について——65歳未満の方が必ずしも精神知的障害者とも限りませんが、そういう前提で推計を出しましたところ、全国で男性が4,237人、女性が3,278人ということで、それを人口で割り返しますと、男性が2.8人、女性が2.1人ということで、おおむね5人程度というふうに推計をいたしております。

同様に、これが年間で新規に申し立てが、後見が開始されるという人数でございますので、こちらの所得については状況がわかりませんが、この5人が全て報酬助成を受けたとして、2万円掛ける12月掛ける5人ということで、120万円程度の報酬助成額になるというふうに見込んでおります。

これも高齢と同様に、1回助成が始まりますとそのあと引き継いでいくと。どちらかというと障害福祉課のほうは、年齢がお若いので継続する年数は長くなるというふうには見込んでおります。

以上でございます。

○福祉部長（吉沢寿子君） 今参事と課長のほうからそれぞれ御説明させていただきましたけれども、影響するその他の事業等というような御質疑いただいておりますけれども、そういったところで1回助成をすればその方たちがずっと後見の費用につきましては、被後見人の死亡のときまで報酬は続くということでございますので、それがふえていくというようなことでの市財政への負担ということは、当然想定できるものでございます。

それによりまして影響する事業ということになりますと、現在の、例えば高齢介護課のほうで言えば、介護保険事業の中で行っておりますけれども、その予算の中では当然賄いきれないということで、一般会計のほうから全額市が負担をして行う。また障害のほうでも、やはり補助金の負担の範囲を当然超えるということでございますので、それはもう市の一般会計のほうからの全額負担ということになってまいりますので、それ以外の高齢者の施策、あるいは障害者の施策等にやはり影響が及んでくることは想定できるというふうに考えております。

以上でございます。

○委員（中村庄一郎君） 今の答弁を聞きますと、そうするとまずは先ほどの16人の算定からいって384万円ですか。それから今度は介護のほうでしたっけ。65歳以上の高齢者か、それで120万円。これは5人ということですけど、これは結局年々減る——まあ死亡されてしまえば減っていくということなんでしょうけど。これが年々ふえていくと、それだけ掛ける単価ということで、ふえていくわけですね。それから最後に部長のほう

で言われた、介護保険の関係なんかも当然それにプラスアルファになっていくわけですね。

先ほどから推計は難しいという話だったけども、例えば何年間ぐらいでどのぐらいふえていくかっていうのはちょっと出せないのかな。そういう推計としては出せないよね。

○福祉部長（吉沢寿子君） 非常に先ほど来、参事と課長のほうで御説明させていただいておりますけれども、先ほど御説明させていただいたのは、本当にあくまでも裁判所の数値を当てはめたものでございまして、資力のないものはこの中のいったいどの割合かというようなことも、実は推計できません。そのため非常に難しいということではございますが、もしこれがそのまま単純に皆様が、例えば途中でお亡くなりにならずに10年間いくとどんどんそれが倍になっていくということでございますので、10年後には2億1,100万円、このほうではなると。（「累積でしょ」と発言する者あり）累積です。ですから途中でお亡くなりになってくれば当然減ってきますし、ましてや資力のない方がこの中の実は何%かというのも実はわかりません。あくまでも単純推計でございます。

また障害福祉課のほうも6,600万円ということでございますが、障害のほうは先ほど課長のほうから御説明させていただきましたが、お若くて親御さんが管理できなくてお年寄りになってというようなことで、そういったことが予想されますので、そうなっていくますと、より若い時代に審判の報酬が出るということになりますと、10年以上そういったことの費用がかかってくるというようなことは想定できるものでございます。

以上です。

○委員（西川洋一君） 資料のところ、もう少しまた教えていただきたいんですけど。

1 ページ目の実績の申し立て17件、これは市長申し立てですね。後見開始が15件という中で、そのうち12件が報酬付与審判、3件については報酬付与をしなくていいという審判ということでもいいんですか。

それから12件のうち3件が報酬助成となりましたと。ですから残りの9件については、その人が財力があつたのでそちらから後見のための費用が出されたと、こういうふうに見ていいんでしょうか。

これは平成25年までの延べ件数ですので、始まりは何年か。これ言ったと思うんですけど、ちょっと聞き逃したんでよろしくをお願いします。

それから2のところ、市のこれは予算額で平成26年度は歳出、歳入それぞれ112万8,000円になっていますが、市の独自財源、一般財源の負担は112万8,000円のうち22万3,000円ということでもいいんでしょうか。先ほど10年間で2億という数字を言われましたけれど、その2億というのはこの繰入金の部分を累積したら2億円という意味だったんでしょうか。

それから陳情に伴って資料と1の2が出ましたけれど、この資料は厚生労働省からこの事業は大切なので、事業を拡充するよという資料ですね。その拡充するよというこの通知を、市としてはそのまま受けとめて拡充するよというふうに取り受けたのか、受け取ってないのか。お金のこともあるから、国はそう言っているけど、うちはできませんというふうに言うのか。それともやはりこれは大事な事業だから拡充していきましょう。年間で言えば、平成26年度で言えば、市の負担は、例えばこの事例で言えば22万円。これが今後どんどんふえて、先ほどの2億との関係がわかりませんが、そういうことも考えられるから、国の通知は拡充するよと言っているんだけど、市としてはそうは受けとめられないという立場なのか、それともこの通知のとおりに行きたいということなのか、どうなんですか。

○福祉部参事（広沢光政君） いくつかご質問をいただきました。

まず1点目の件でございます。後見開始が15件、12件が報酬付与ということで、3件はということでござい

ますが、報酬付与の申し立てにつきましては、後見が始まっておよそ1年たったあとでないと、家庭裁判所のほうに申し立てできないということで、今現在この3件については、まだその年数がたっていないということでございます。

それから2点目の、12件のうち、実際報酬助成を受けているのが3件と、残り9件ということでございますが、委員がおっしゃいますようにこの9件の方のうち、8件につきましては市のほうに報酬助成の申し立てをしてきていないと。要するに財産等があって、それでご自分でお支払いをしているというふうに理解しております。

1件の方は、生保世帯だったんですが、同じく預貯金のほうがございまして、こちらで管理ができるということで、合計としては3件になっていますということでございます。

それからこの延べ件数で、始まりでございますが、私申し上げてございませんでした。平成12年度からの累計でございます。

それから一般財源の負担額の関係でございます。先ほど、部長のほうから申し上げました累計で2億1,000万円ほどになるという話につきましては、これは先ほど申し上げました推計値に基づいて、ここで述べますと16人でございますが、それが毎年毎年、言葉はあれですが倍々ゲームになっていったときの10年間の各年度の支出額のトータルがっていくことでございまして、今の資料の2の予算額のほうの繰入金とは関係はないということでございます。2億1,000万円の内訳としては、もし言うんであれば歳出、2番の全ての予算が——ということになっております。済みません、失礼しました。

最後の部分につきましては、部長のほうから御答弁さしあげます。

○福祉部長（吉沢寿子君） 最後の御質疑でございますが、国の通知が出てから拡大というようなことで、市のほうでどのようにというようなことでございますが、十分ですね、その成年後見制度の利用につきましては、市としてはやはり御本人のそういった利用支援というような立場におきましては、大切な制度であるということとは重々認識をしております。

また今後の高齢社会、ますます進展して高齢化率が30%以上になってくる中で、この後見のニーズはますます今後も増大していくだろうということで、十分それも認識しているところでございます。

ただ先ほどから御説明させていただいておりますが、やはりこの制度につきましては、今後ひとり暮らしの高齢者、高齢者のみ世帯がふえていく中で、そういった御親族も年をとってったり、あと子供の数も減ってっておりますので、肩車型と言われるように今後お子さんがいてもそういったところが非常に大変になってくるというようなこともあります。また同居する親族がいても、介護放棄、ネグレクト、それから暴力等、それから経済的虐待、そういった高齢者虐待、障害者虐待が、今後介護が大変になってくると、そういったこともふえていくおそれがあるというようなことで、そういったところも勘案して、やはり市長申し立てが今後ふえていくだろうというようなことを想定しているというようなことで、なかなか積極的に拡大をというところは非常に難しいところで、どうしても私どもとしては今後の財政的な見込みや、そういった虐待等に起こり得る世帯、介護が負担になってくる世帯もあるだろうというようなことを想定いたしますと、慎重にならざるを得ないというようなことで考えているところでございます。

以上です。

○委員（西川洋一君） その10年間の累積、推計、これは架空の数字ですけども、2億——いかにも大変という印象で言われるわけですけど、累積で10年間で、総額で2億かかった。1年に直すと2,000万、そのうちの市

の繰入金は約20%、400万という計算でいいんでしょうか。年にならすと。

○福祉部参事（広沢光政君） 今委員もおっしゃいましたように、計算上はおおよそ20%、400万ということでございますが、一番最初に2ページ目に資料さしあげております地域支援事業費という枠組みの中でこの事業を行っているということで、地域支援事業費自体が介護給付費全体の3%の枠内ですよという縛りがございまして、これを出た場合には——こういうケースは今までももちろんないんですが、こういった構成にならないということで、一般財源等でっていう話がでてくるのかというふうなことでございます。

以上でございます。

○委員（西川洋一君） ただいまのは若干膨らむだろうということですよ。今の試算と比べてね、というふう

に受けとめました。

○委員（大后治雄君） 若干、疑義があるんですけども、報酬が補助の金額が、先ほど倍々でふえていくというふうなお話をされていたんですけども、例えば今年16人、来年また16人ふえる、その次の年に16人ふえるということになれば、おそらく比例する形でふえていくんじゃないかと思うんですね。放物線状を描いてふえていくとは、ちょっと考えにくいんですけども。だから倍々という形にはならないんじゃないのかなと。

考え方としてはわかるんですが、例えば東大和市のほかにも、ほかの市区町村で助成をされている、助成というかそもそも市区町村の制限というものを撤廃しているか、もしくは最初から設置していないというような市区町村があると思うんですが、そういったところの例なんかがあれば、非常に具体的に出てくるのかなというふうに思うんですけども、何かそういったものはありますか。

そういったところを例にとって東大和市に当てはめていったほうが、架空の数字を単に使うというよりは、ファクターとしてもうちちょっとふえていくんじゃないかというふうに思うんですが、どうでしょうか。

○委員長（中間建二君） 先ほど数字の話が出ていますけども、先ほど来、市が答弁しているように、16人というのは、その16人の所得状況までは把握はできないので、あくまでも全員が所得困窮者、生活保護に準じる世帯だった場合にそうなりますよということを、今御説明をされているという前提で御理解いただきたいと思います。

○福祉部長（吉沢寿子君） 他市の状況でございますけれども、まずこちらの陳情の中にもございましたが、成年後見制度の報酬助成制度をまず行っていない自治体がございます。それは多摩26市中7市が、まだ報酬助成制度自体を行っておりません。

また報酬助成制度を有している自治体は、当市を含めまして26市中19市でございます。このうち報酬助成の補助対象を当市のように市長申し立てに限って助成している自治体は、当市を含めまして14市でございます。

本人及び親族申し立てまで報酬助成の対象を拡大している自治体は、26市中5市でございます。その5市につきましては、市名を申し上げますと、町田市、小金井市、小平市、立川市、調布市の5市でございます。この5市のいずれにも、私どものほうから確認をさせていただきましたところ、やはり推計が非常に難しいということで、予算を立てるときに非常に苦慮しているということでございますので、ある一定の予算の範囲の中で事業を実施しているということでございます。

そのため、期限を決めて募集をしたり、予算の範囲を超えてしまった場合には、その中から必要な人をさらに選ぶ。場合によっては、助成の金額を下げて、その年度の人数の多寡によって助成額が変わってくるというようなことを行っているというようなことで他市からは聞いております。

また町田市に確認をいたしましたところ、町田市につきましては、本人、あるいは親族申し立ての報酬助成

の対象につきましては、生活保護の被受給者の方、それから非課税世帯で貯金が24万円以下の方で、平成25年度の実績は7件あったということでございます。

ほかの市におきましても、それぞれがさまざま対象者の要件を、それぞれの市で独自に設定をしているところでございます。なので、生活保護の1.何倍とか、境界層とかいろいろさまざまな対象者についても、それぞれの自治体で、要綱等でそれを定めているというようなところで実施をしているということで聞いております。

また調布市におきましては、高齢者と障害者のそれぞれの制度がありますがけれども、この報酬助成の拡大については、障害者のみ、平成24年度から拡大をしているということで、高齢者については報酬助成の対象の拡大はしていないというようなことでございます。

さまざまな市で、やり方もさまざまであるというようなことで聞いているところでございます。

以上でございます。

○委員長（中間建二君） 質疑を終了して、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

これより自由討議を行います。

○委員（東口正美君） ありがとうございます。

必要ではあるけれども、なかなかこの推計が読み取れないというところで予算措置をしなければいけないということがございますが、この12年から25年までの市長申し立ての数字を見ましても、当然伸びていく予想はできますけれども、その16人がそのまま右肩上がりに上がっていくという推計も成り立たないのではないかとこのように思いますし、またこの成年後見制度の本質というのは、やはり最後までその方が尊厳をもって生きていけるための制度であるというふうに考えますと、今そのことがうまく機能しないことで、身内の方が本人の年金を使ってしまったりというようなこともさまざま起きている中、全てが市長申し立てだけで成り立っていくものではないのではないかとこのように考えております。

特に、この厚生労働省からの対象者の拡大ということがたび重なって申されているということは、国の方針はあくまでも本人申し立て、親族申し立てに関しても報酬を払うことが困難な人に対しては助成をしていくんだということを明確に言われておりますので、これにのっとった形で当市も市長申し立ての枠を外す方向でこの陳情を採択すべきと考えます。

○委員（西川洋一君） やはりこれね、採択して、予算を立てるのが難しいといってもものすごい金額じゃないわけで、まずはその制度として足を踏み出すということをぜひやってほしいと思います。

○委員長（中間建二君） 自由討議を終了して、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 討論を終了して、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

26第7号陳情 成年後見制度における成年後見人等に対する報酬助成に関する陳情、本件を採択と決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって本件を採択と決します。

○委員長（中間建二君） 26第8号陳情 成年後見制度における成年後見人等に対する報酬助成に関する陳情、本件は先ほど採択と決しました26第7号陳情と趣旨が同じであります。
よって、本件はみなし採択と決します。

○委員長（中間建二君） 26第9号陳情 成年後見制度における成年後見人等に対する報酬助成に関する陳情、本件は先ほど採択と決しました26第7号陳情と趣旨が同じであります。
よって、本件はみなし採択と決します。

○委員長（中間建二君） これをもって、平成26年第6回東大和市議会厚生文教委員会を散会いたします。

午前11時56分 散会

東大和市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 中 間 建 二